

CSIS-S4D第5回公開シンポジウム
「データ大流通時代に向けたG空間情
報のデータ活用を考える」 資料

データ利用の現状と課題 ～位置情報，越境データ移転中心にして～



2018年1月26日

(一財) 日本情報経済社会推進協会
常務理事 坂下哲也

sakashita-tetsuya@jipdec.or.jp

(法人番号：1 0104 0500 9403)

■ 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 常務理事

【担当】電子情報利活用研究部・認定個人情報保護団体

➤ 芝浦工業大学 通信工学科 非常勤講師（通信システム設計論）

■ 日頃やっている業務

➤ 電子情報の保護と利用に関する基盤整備の企画・推進

- G空間（地理空間情報）、IoT（IoT推進ラボ）、ブロックチェーン（ISO/TC307国内審議団体）、オンライン完結社会（トラストフレームワーク）など

➤ 個人情報取扱事業者における制度研究

- パーソナルデータの利用、保護、PDSなどの仕組みの具体化等

■ 政府委員等

➤ 国立研究法人審議会臨時委員（JAXA部会）

➤ 内閣府宇宙開発戦略推進本部「準天頂衛星事業推進委員会」委員

➤ IT戦略本部「マイナンバー等分科会災害対策・生活再建タスクフォース」主査

➤ シェアリングエコノミーサービス検討会議委員

➤ 経団連21世紀政策研究所「データ利活用と産業化」委員 など

- 個人情報保護法の改正、官民データ活用推進基本法の整備、センサー等の技術進展などによってデータ利用は活発になっている。
- 当協会では認定個人情報保護団体事務局に置いて、データ利用の相談を受け付け、対応している。

■ ビッグデータ

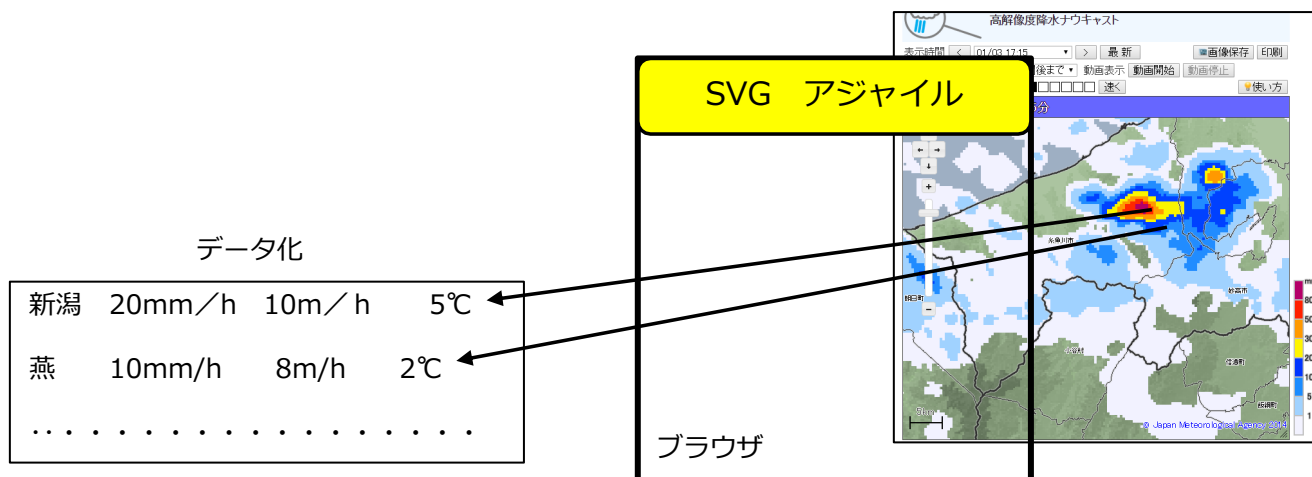
- 主に、個人へのリーチを高めるためにパーソナルデータを利用するもの。
 - 集積が大きくなるにつれて、プライバシー（機微性など）の保護が大きくなる。
- **Volume（量）、Variety（多様性）、Velocity（スピード）が重要。**
- 流通（コンテキストフリーな多者間での利用）する。

■ ディープデータ

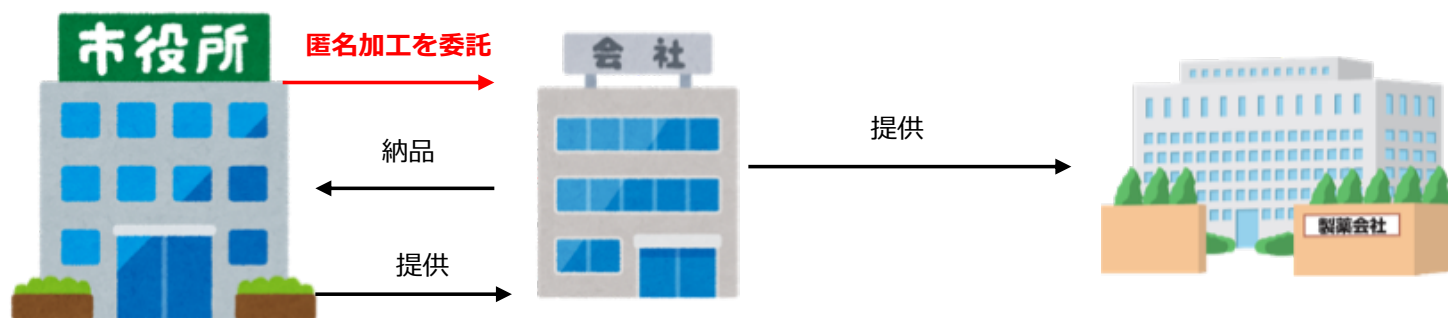
- 工場内の稼動など生産行為に係るデータを利用するもの。
 - 集積が大きくなることは無いが、ノウハウなど暗黙知が形式知（または可視化）されているため、知財面の保護等が重要。
- Operational（稼動）、Historical（体系的）、Relational（相対的）が重要。
- コンテキストの上で利用され、ケースに応じて主体数が変化する。

最近のデータ利用事例

- インフラ施設が災害等の影響により停止しないように監視を実施。
- 気象データ（気温、湿度、風速、降雨など）をリアルタイムに収集し、分析を行い、逐次対応を実施。
- 利用データのうち、気象庁のデータはAPIによる公開を行っていないため、**SVG（Scalable Vector Graphics；二次元のベクター形式画像の利用形式）によるアジャイルを用い、ブラウザからデータを読み取り、利用する形式**をとっている。
 - SVGは経済産業省によりJIS化されている。（JIS X 7197:2012）



- レセプト情報を自治体から預かり、生活習慣病の予防（例：透析にならないための指導等）を実施している事業者
 - **自治体からの委託**を受け、**国保患者のレセプトデータ**を分析し、**ジェネリック医薬品の転換案内**や、**生活改善指導**を実施。
 - 支払基金から保険者に対して出される診療報酬請求を分析
 - 傷病ごとの医療費がわからないため、傷病・投薬・検査・診療を結びつけた300万件以上のデータベースを開発し、分析することに成功。
 - **ある自治体では、年間3000万円の委託事業により、3億円以上の医療費圧縮を実現**
- 匿名加工情報を作成し、製薬メーカー等へ提供したい。
 - データ提供によって、自治体から委託で実施しているサービスの提供料金が50%以上低減できる。



個人情報も委託している事業者に匿名加工を委託する場合の遵守要件は何か

■ デジタルサイネージを運営する事業者

➤ 現状

- 7:00から25:00の中で、60秒の映像広告を1回/H（18回/日）映す費用は200万円～400万円。
 - 課題：消費者へのリーチを定量的に判断できない。（Webなどの広告とは異なる。）

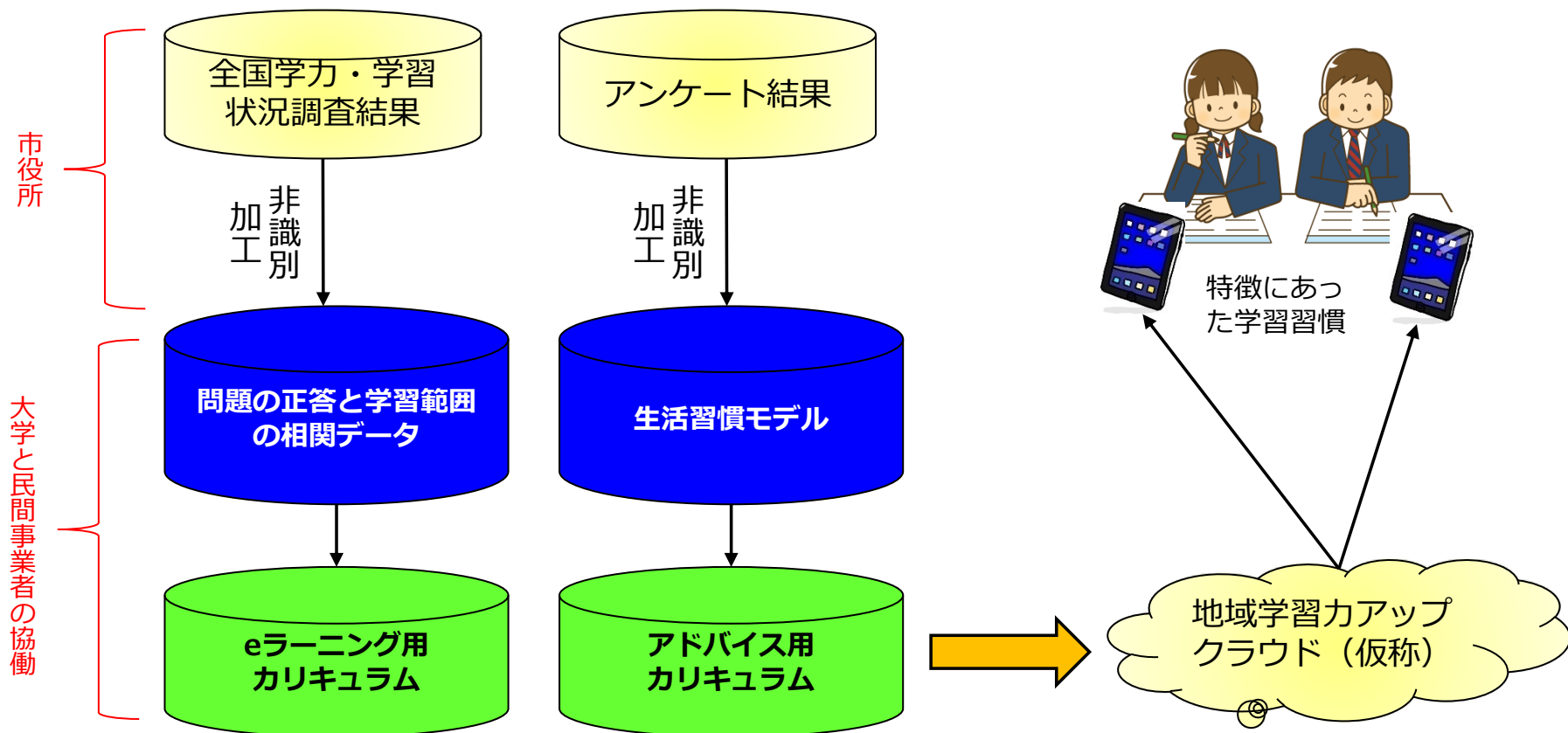
➤ 考えられていること

- 街中の人の流れを「性別、年代」で「曜日、天気、気温、イベント」で解析し、広告枠の金額を動的に変えることができるのではないか。

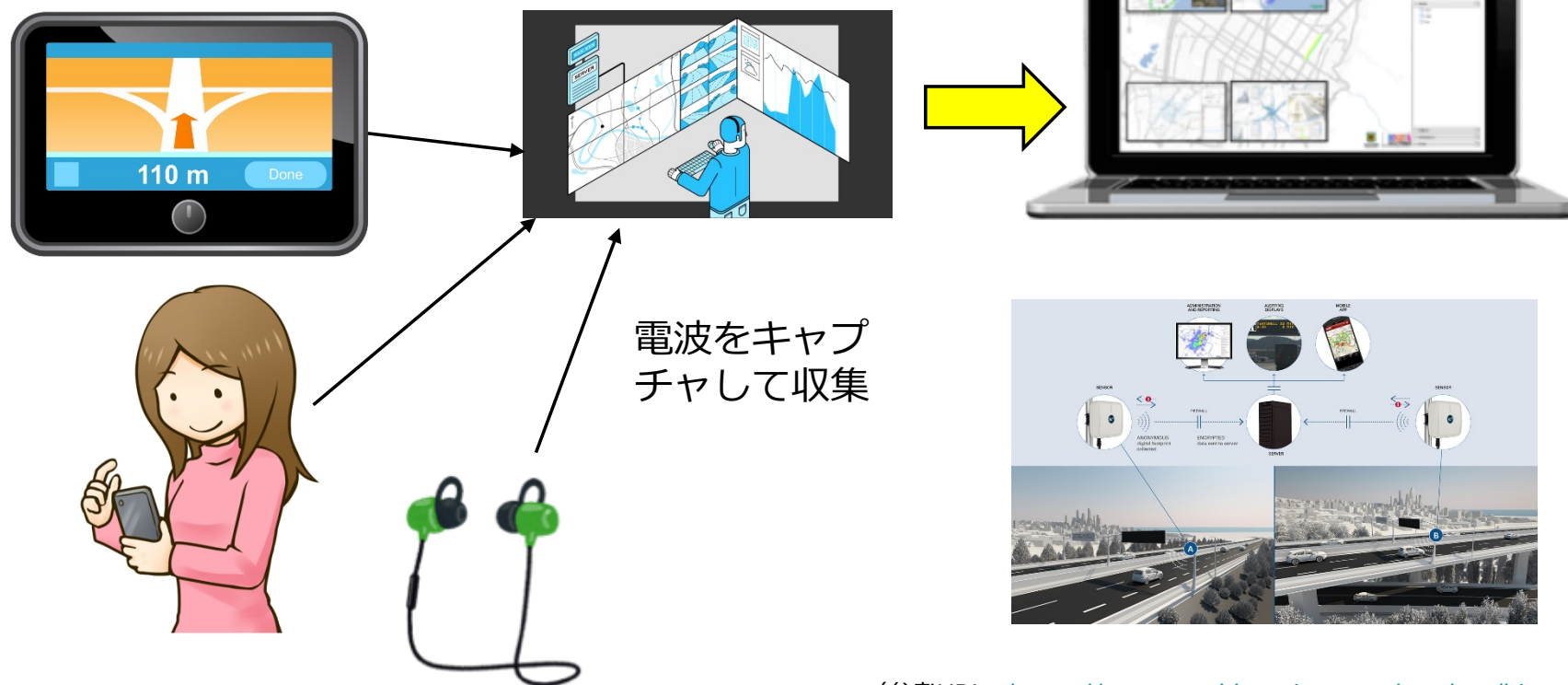


■ 目的

- 全国学力・学習状況調査とアンケート結果から、地域の小中学校の生徒の基礎学力を充実させる。
 - テスト結果から、学習深度と正答率の相関を出し、eラーニング用カリキュラムを生成する。
 - アンケート結果から、学習深度と生活習慣の相関を出し、アドバイスカリキュラムを生成する。



- Bitcarrierは、無線電波のキャプチャを行い、屋内外の人流・交通流を生成。
- スペイン（バルセロナ、ザラゴザなど）で採用。
 - 市はペルセ祭などの人流制御に利用。
- 市はデータを民間へ提供し、民間はサービスを展開。
 - 目的地への到着時間案内、渋滞情報など。

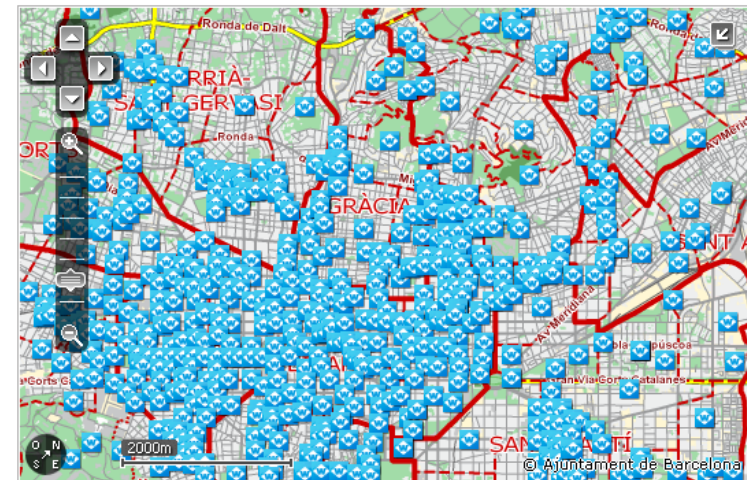


- 市内全域をカバーするWi-Fiで接続されたスマートパーキングメーターを使用
 - 住民に駐車可能な地点の情報をリアルタイムで提供。スマートフォンで駐車料金を支払可能。
- バス停では、タッチパネルでリアルタイム情報を提供。
- 市内全域をカバーするセンサーネットワーク得られた気温、大気、騒音レベル、通行人の通行状況などに関する情報なども提供



STATION MAP

Finding the nearest connecting station.



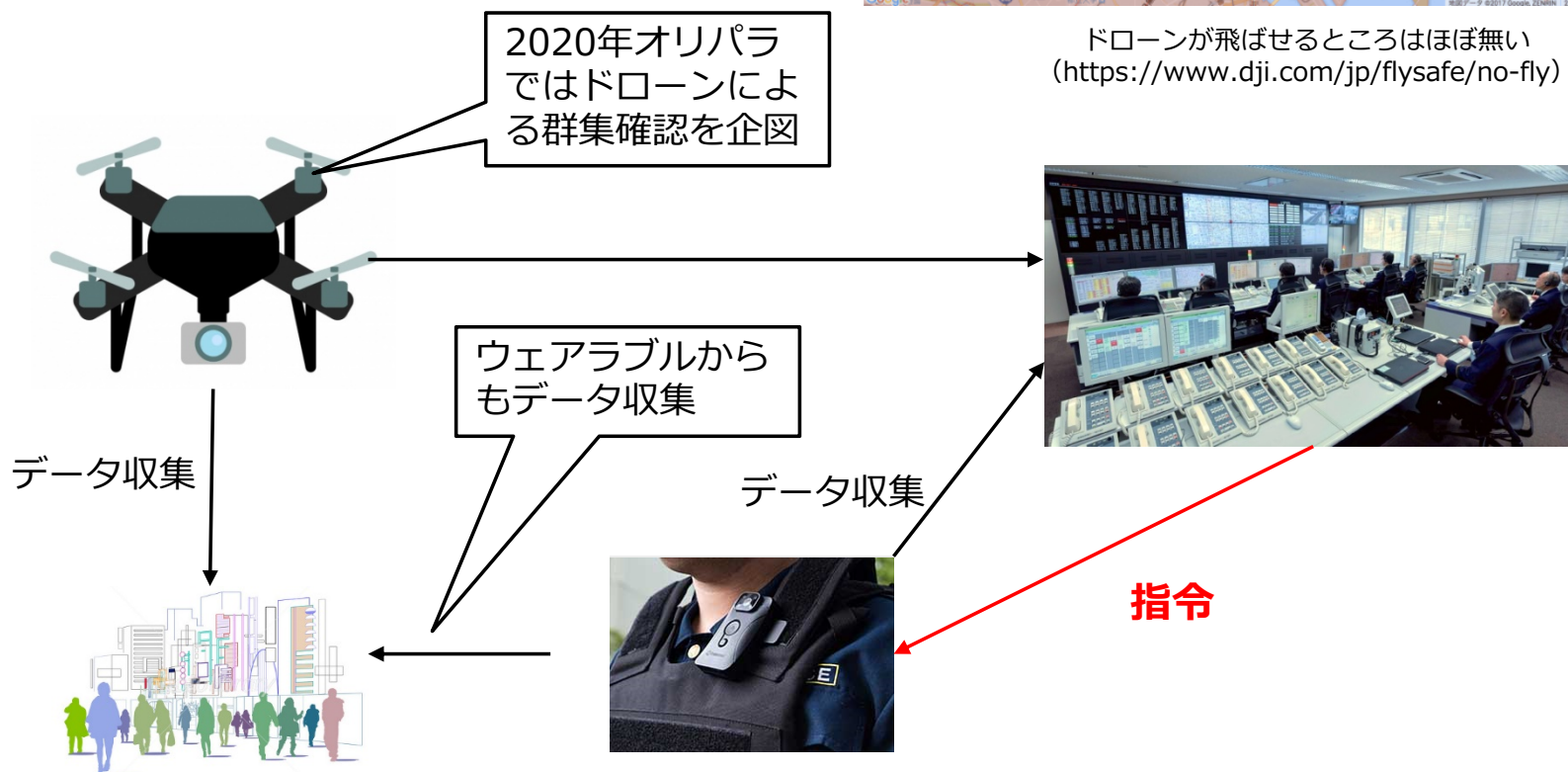
We have 703 Barcelona WiFi amenities. Consult the map for those with more than one WiFi area.

■ 警備会社の合理化

- 1号業務（施設警備、常駐警備）
- **2号業務（交通誘導、雑踏警備）**
 - 電波のキャプチャーによる人の流れが把握できると効率化が可能。
- 3号業務（警備輸送）
- 4号業務（身辺警護）



ドローンが飛ばせるところはほぼ無い
(<https://www.dji.com/jp/flysafe/no-fly>)



域外移転

- EUでは、欧州（※1）に適用されるEUデータ保護指令を改正し、2016年4月に一般データ保護規則（General Data Protection Regulation、GDPR）を採択。（2018年5月施行予定）

『指令』から『規則へ』		EU各国の国内法整備だったものから、直接適用する。
域内越境データの処理		域内で国境を越えたデータ処理を行う場合、事業者の主たる拠点を置く国のデータ保護監督機関（Data Protection Authority、DPA）が窓口となる。
一貫した制度運用		29作業部会を改組し、『欧州データ保護会議』を設置し、EU各DPAによる運用の一貫性を確保する。
データ主体（個人）の権利	忘れられる権利	ネット上で個人データのリンクやコピーされた個人データについて、本人から削除要求があった場合に、データ管理者は、削除要求をデータを扱う者へ通知する義務がある。
	データポータビリティ	共通に用いられる電子的なデータ形式で、自らのデータをデータ管理者が取得できる。また、自らのデータをある管理者から別な管理者へ移転する権利を有する。
	同意	個人データの処理に必要な同意は、任意かつ対象データが特定され、明確に行い、情報提供を受ける。またインターネットを介して13歳から16歳の子供の同意は親権者の同意が必要である。
説明責任		<ul style="list-style-type: none"> ・データ保護・バイ・デザインの原則の導入 ・データ保護影響評価の実施 ・データ保護オフィサーの設置を義務化
漏えい時の通知義務		<ul style="list-style-type: none"> ・原則、DPAに対して72時間以内に通知。 ・データ主体に対して、プライバシー等に悪影響を及ぼす可能性が高い場合は遅滞なく通知。
制裁金		規則に違反した場合、2000万ユーロまたは、当該事業者の全世界連結売上の4%を上限とした金額のどちらか高い方を設定。

（※1）欧州経済領域（European Economic Area、EEA）は、EU28か国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えたもの

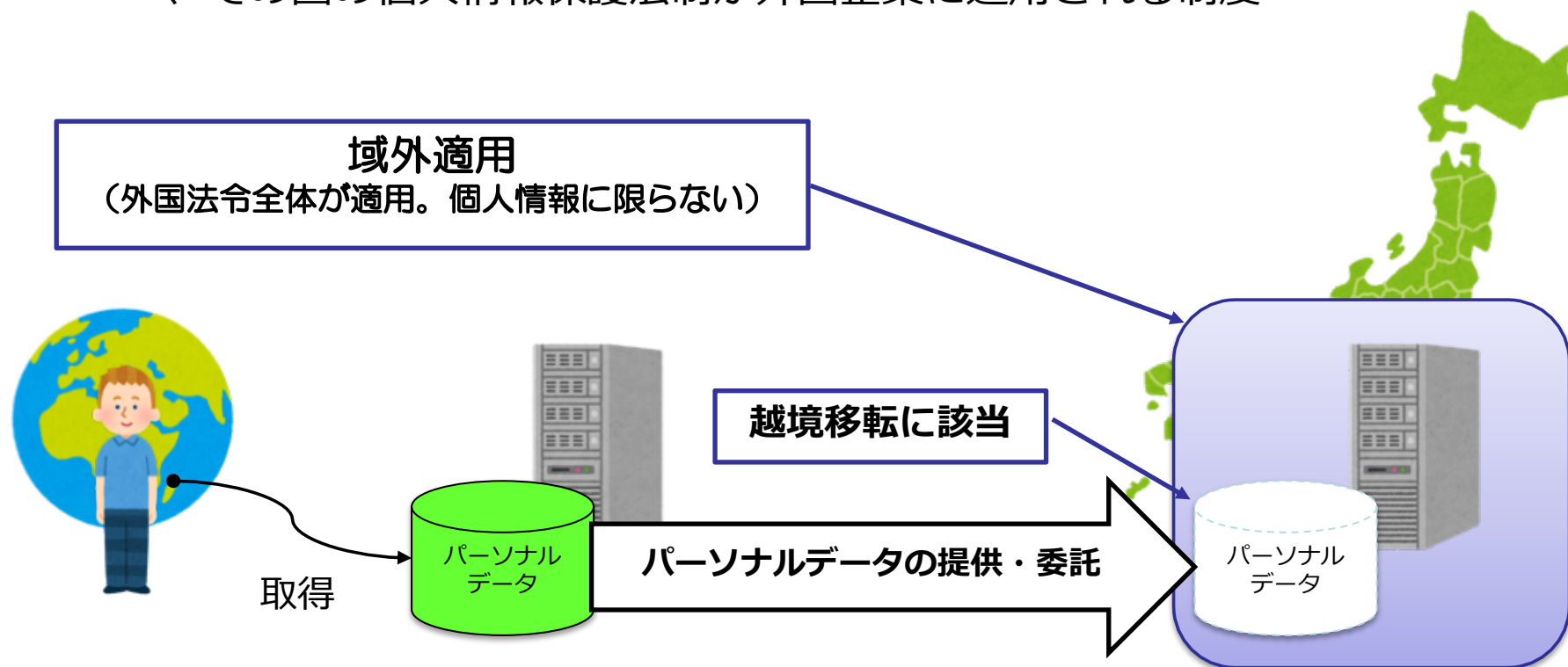
- 従来のデータ移転についてGDPR施行後も変更なし。（欧州委員会の修正や無効化がされた場合は除く）

方法		概要
十分性認定を受けた国・地域への移転		<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会が十分なデータ保護水準を有することを決定した国や地域 ・ ニュージーランドやイスラエルなど
適切な安全措置	標準契約条項 (SCC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会により承認された書式を利用した契約 ・ データ管理者間のSCCと、データ管理者と処理者間のSCCがある。
	拘束的企業準則 (BCR)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多国籍企業の企業グループ内の個人データが移転対象。 ・ 多国籍企業が、十分性の決定を得ていない第三国内にあるその企業の部署に個人データを移転する場合に適用。 ・ E U内にある企業が同じ企業の中で個人データを移転する際の方針を定めた内部規定をDPAが認証。
	行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体等が事業分野に合わせて策定した行動規範に対し、管轄するDPA、欧州データ保護会議が承認を行う。（詳細未発表）
	認証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州データ保護会議によって認定された認証機関が、基準を満たした企業に認証を与える仕組み。 ・ ENISAが「欧州データ保護認証に関する勧告」公表。
例外		<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分性決定、適切な保護措置が無いことによる移転において、生じるリスクの情報を提供した上で、データ主体が明示的な同意をしている場合。

- 「個人データ」の「移転」の概念は、指令およびGDPRのいずれにも定義されていない。
- 個人データを含んだ電子形式の文書を電子メールでEEA域外に送付することは「移転」に該当。
- EEA外への個人データの移転は原則として違法だが、移転先の国・地域に十分性が認められている場合または適切な保護措置を取った場合等に例外的に適法。

項目	時期	合意事項
「データ経済」推進を目的とするコミュニケーション（指針）「欧州データ経済の構築」を公表	2017年1月	日本と韓国は強固なデータ保護制度が整備された貿易相手国であることを認め、EU域外への個人データの移転をEU加盟国並みに柔軟にできるように認めるための協議を、日本と韓国について優先的に進める方針を公表。
日EU間の個人データ移転について協力対話を実施	2017年3月	欧州委員会委員と個人情報保護委員会委員の間でさらなる対話を行うこと等を通じて、相互の円滑な個人データ流通の実現のための具体的方策についての合意形成を図っていくことに合意
個人情報保護に関する日・EU対話の進捗状況に関する共同声明	2017年7月	日本とEUそれぞれがプライバシーに関する法制を改正したことにより、両制度の間の収れんが増したことを確認（7月3日）
第24回日EU定期首脳協議の成果文書として、 個人データの越境移転に関する政治宣言 が発出		日・EUの個人情報に関する法制度と独立した監督機関による制度の収斂が進んでいることから、 2018年の早い段階でデータの交換を実現 することを確認。（7月6日：日EU・EPAの大枠合意）

- GDPRにおいて、十分性認定が行われた場合、越境移転については整理ができる。
 - 越境移転：越境個人情報移転規制のこと。当該国内で取得された個人情報を外国へ持ち出すことに対する規制
 - **域外適用**：海外からインターネット等で当該国の個人情報を取得する際に、その国の個人情報保護法制が外国企業に適用される制度



■ APECプライバシーフレームワーク（2004年10月29日採択）

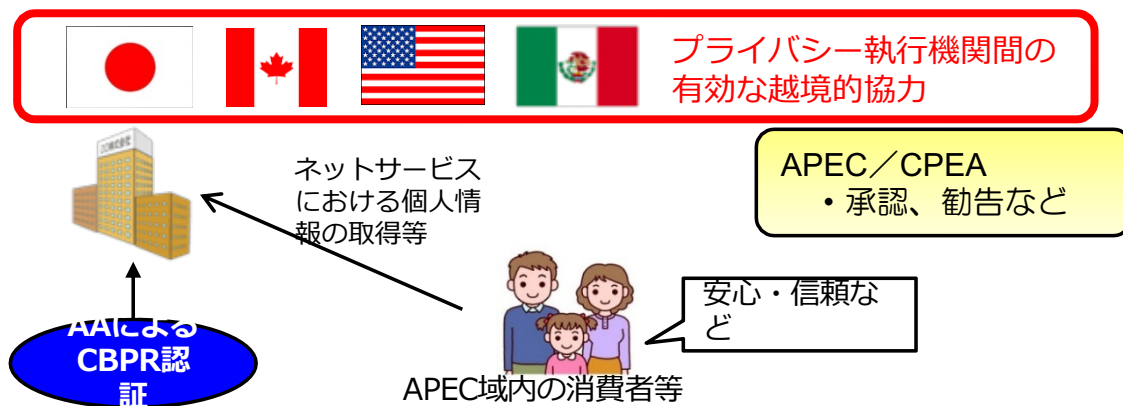
- APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として制定

■ CPEA（越境執行協力協定）（2009年11月）

- エコノミー内での情報の取得と管理について、国内の法規や指針を対象に参加国で対応。
- 参加国は豪州、ニュージーランド、米国、香港、カナダ、日本、韓国、メキシコ、シンガポール（日本は2011年11月以降、国内の16省庁がプライバシー執行機関として参加）。
 - 事案照会・共同調査・執行活動等のプライバシー保護法の執行に係るプライバシー執行機関間の有効な越境的協力

■ CBPR（越境個人情報保護ルール）（2011年11月）

- それを運用するための仕組みとして、**CBPRシステム（APEC越境プライバシールールシステム；APEC Cross Border Privacy Rules System（CBPR））**を構築
- **米国、メキシコ、日本、カナダが参加（韓国、台湾、シンガポール等が参加予定）**
 - CPEAに参加しているエコノミーの中で、CBPRへの参加を申請し承認を受けたエコノミーで運用。少なくともAAを一機関を有することが必要。
 - 米：TRUSTArc、日本：JIPDEC



- 認証を受けることにより、国内外の消費者へアピールすることができる。取引先としての企業ブランドが上がる。
 - 国内法の遵守の認証ではなく、越境移転における個人情報の取り扱いについて認証される。
 - APEC域内から日本への個人データの移転がスムーズになる。
- 日本から外国への個人データの移転がスムーズになる。
 - 国内事業者が個人情報の取り扱いを海外の事業者へ委託する際の委託先の監督責任を満たす要件として、ガイドラインに明記。
- 認証を受けた事業者に対して、APEC域内からの苦情・相談等について、ケースに応じて、AA（認証機関）が調整を行う。
 - 事故などが発生した場合、認証を受けた事業者は、AAとの対応になる。一方、認証を受けていない事業者は、政府機関（日本では個人情報保護委員会）が直接対応する。

■ 改正法24条

- 日本と同等水準の個人情報保護法制を有すると個人情報保護委員会が定めた国
- 日本の個人情報取り扱いに相当する措置を講じている外国の第三者への提供
 - 個人情報保護委員会のガイドラインに示された措置（安全管理措置）が講じられている場合
 - 提供先の外国企業がAPEC／CBPRの認証を取得している場合
 - アマゾン、HPなどアメリカ企業しか現状無い。
 - 提供元の国内企業がAPEC／CBPRの認証を取得している場合、外国企業に対して、提供元に代わって個人情報を取り扱わせることができる。

■ 考えられる例

- 当該国の現地法人が個人情報を取得し、来日時にサービス等を提供
- 訪日外国人が日本国内で個人情報を取得され、帰国後にも継続的にサービスを利用

国	対象法律	特徴
中国	オンライン情報保護強化に関する決定（2012） 公共及び商業情報システムにおける個人情報保護ガイドライン（2013） サイバーセキュリティ法（2017）	越境移転規制有
韓国	個人情報保護法（2011） 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律（2008改正）	越境移転規制有
フィリピン	データプライバシー法（2012）、及び施行規則（2016）	機微情報の越境移転は登録が必要
台湾	個人情報保護法（2012）	分野限定で越境移転規制有
マレーシア	個人情報保護法（2013）	越境移転規制有
シンガポール	個人情報保護法（2014）	越境移転規制有
タイ	法整備中	明記予定

- ITサービスに必要なサーバ等の設備の現地設置を義務付けるもの
- 新興国を中心に法制が推進。
 - 目的
 - 自国経済の活性化
 - 国民のプライバシー保護
 - 外国政府による盗聴等の防止
 - 法執行時の情報へのアクセスなど。
 - 対象データは個人データに限られない。（本人同意に基づく移転にはならず、政府に許可を得るなどが必要になる。）
 - 金融・医療・電子行政・通信などが対象。
- 日本の立場
 - G7会合（2016年4月、香川）
 - 正当な公共政策目的である場合を除き、反対。
 - TPP（環太平洋パートナーシップ協定）
 - 電子取引章13条（参加国領域内に機器設置を要求してはならない。）
 - 2017年11月の大筋合意で凍結対象にならなかった。

国	法律	内容
ドイツ	改正電気通信法（2016）	電気通信に関するメタデータ（発着信情報、電話番号、位置情報、IPアドレス、課金など）を4週間から10週間、ドイツ国内に保存義務。
	税務規則146条	当局より指定された税務関係書類の国内保存を義務
フランス	ブロッキング法（2012）	外国政府や外国裁判所へ個人情報を提供する際に、国際条約による形でのみやってよい。
中国	サイバーセキュリティ法（2017、2019施行）	重要情報インフラ運営者とされた事業者は、個人情報及び重要データについて中国本土での保存を義務化
韓国	空間情報の設置と管理についての法律（2009）	韓国地図情報の海外持ち出しを禁止 ※Googleマップ提供が不可（2016）
ベトナム	反スパムに関する法令（2008）	広告メールの配信を行う事業者は、国内にサーバを設置し、「.VNI」ドメインを利用したホームページの開設義務
	情報技術法（2006）	<ul style="list-style-type: none"> 海外ISPを通じたネット接続を禁止。 公的機関による捜査のために国内のISPが自身のネットワークを通じて通信された通信を15日間保存義務
インドネシア	システムと電子取引提供に関する政府規制（2012）、及び施行規則（2016）	ユーザに直接サービスを提供する電子システム運営者は、データセンター、災害復旧センターを国内に設置義務。（但し、一台以上のサーバを置くことになっている。）

- 個人データと非個人データ（またはデータ全般）および、データの域内保管・利用とデータの域外移転（提供） という観点で、どのような法規制等があるのか整理し、対策を考えることが必要ではないか。
- 各国の法の域外適用の有無や、その**実効性**がどこまであるのかの整理が必要ではないか。
- APEC/CBPRは、執行協力協定の上に成り立つ仕組みであり、これと同じく、実体のある執行協力の枠組みが多国間で作れる可能性がないか。

■ 2018年3月13日（火） 14:00～17:00

■ 主催

➤ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

➤ 渥美坂井法律事務所

#	テーマ	登壇者（調整中含む）	講演概要
1	【講演】 個人情報 の域外移転 と認証制度への期待	経済産業省商務情報政策局 情報経済課	<ul style="list-style-type: none">グローバル・ビジネスにおける域外移転対策の必要性
2	【講演】 20～30分> アジアと欧州におけ るデータ域外移転の 最新動向	東京大学大学院情報学環 客員准教授 生貝 直人	<ul style="list-style-type: none">アジア太平洋地域と欧州における個人情報保護制度の特徴と概況（特にデータ域外移転の視点から）
3	【講演】 データ域外移転と各 国の個人情報保護法 制の関連	個人情報保護委員会	<ul style="list-style-type: none">グローバル・ビジネスにおける個人情報保護の重要性とポイント各国法制度に対するコンプライアンス
4	【講演】 欧州における個人情 報保護法制の特徴 ～GDPRの概要と対応策 ～	ギブソン・ダン・クラッ チャー法律事務所 弁護士 杉本 武重	<ul style="list-style-type: none">GDPRの概要と対策特に、データ域外移転に関するポイントを解説
5	【講演】 <20～30分> 事業者における域外 移転対策	渥美坂井法律事務所・外国 法共同事業	<ul style="list-style-type: none">主に国内事業者が域外移転対策として講じるべき具体的対策について

ありがとうございました。

